



あの子は

『虐待されている?』

と思ったら...

向かいのアパートから母親のどなり声と、泣いている子どもの声が聞こえてきて、もしかしたら虐待かもしれないけど…。違うかもしれないしやっかいなことに知りたくないわよね。



子どもが何かいたずらをしたみたいで、そこまで怒らなくても思うくらいお父さんが子どもをしつこく叱っていたわ。どうかと思ったけどよその家庭のことに口をはさむのも…。

虐待の確信はなくても、虐待の疑いがあった場合、あなたはどうしますか?

国民には通告する義務があります。通告とは、お住まいの子ども家庭支援センターや児童相談所に「念のため調査してください」と連絡することです。

まだ小さい子が、暗くなってから一人で玄関先に座っていることが多いよ。無表情だし、食事とか服とかお世話されていないみたいでかわいそうに思うけどご近所だし、私が通告したってバレたら、ねえ。

「もしかして…」を通告するのは、すべての国民の義務です

匿名の通告でも受け付けられます

虐待の現場を見ていなくても構いません

こんなときは
すぐに
110を!

子どもの命に関わる、もしくは障害を残す危険があるなど、早急に保護をする必要がある場合は、警察へ通報しましょう。



- 夜遅くに、幼児が一人で外にいる
- 異常などなり声や叫び声、物音、激しい泣き声が聞こえてくる
- 子どもがひどいケガをしている

手遅れになる前に
迷わず相談・通告を!

各子ども家庭支援センターへ。

連絡先は

裏表紙へ

通告後

原則48時間以内に訪問し、子どもの安否確認を行います。調査員は虐待と決めつけずに慎重に調査をして対応します。

間違いでも 通告者に責任や罰則はありません

虐待があっても 通告者の情報を知らせることは絶対はありません

裏表紙へ

